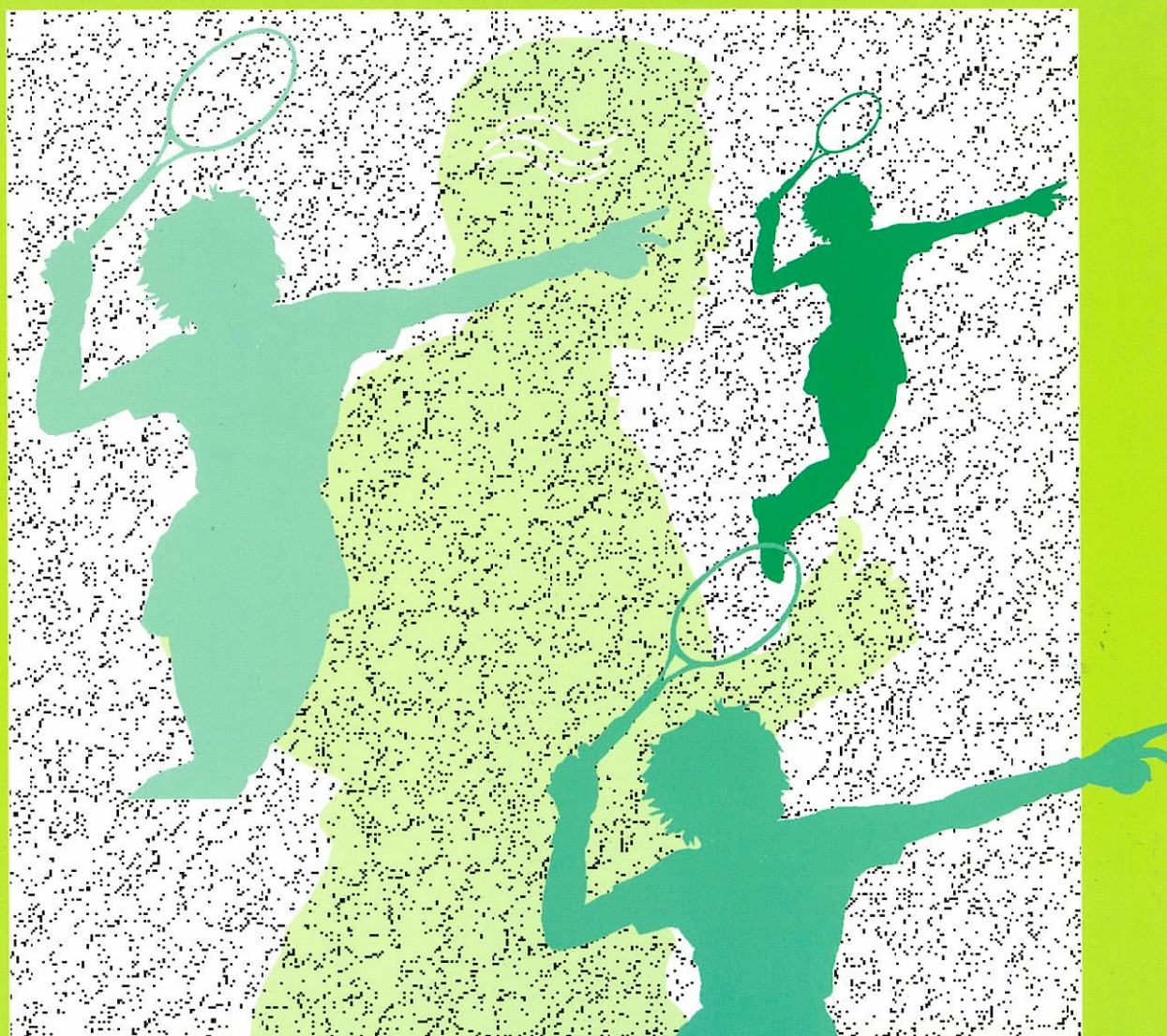


中高年のスポーツ医学

編集

宮崎医科大学教授 田島直也
東京大学教授 武藤芳照
東京都職員共済組合青山病院院長 佐野忠弘



南江堂

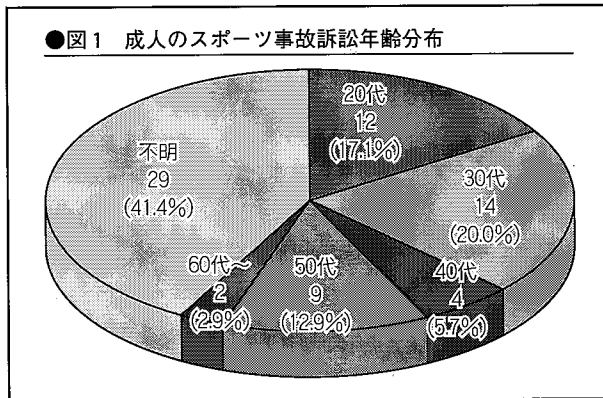
D 中高年者のスポーツ事故における法的責任

1 中高年者のスポーツ事故訴訟の実情

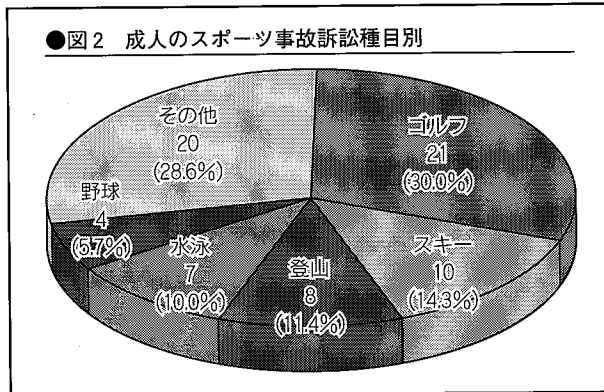
1996年2月までに公刊集に掲載されたスポーツ中の事故およびスポーツ施設に関する事故判例(若干の未掲載判例を加えた)は256事件(1審判決256, 控訴審判決55, 最高裁判決13の合計324判決)ある。このうち, 被災者が成人の事件は70件あり, 年齢分布は, 加齢とともに漸減する。40歳代の事故が前後の年齢に比較して少なくなっているのが注目される(図1)。

訴訟にいたった事故の種目別分布は, ゴルフが全体の30%を占め, スキー, 登山(ハイキングを含む), 水泳(トライアスロンを含む), 野球(ソフトボールを含む)の順となっている(図2)。

●図1 成人のスポーツ事故訴訟年齢分布



●図2 成人のスポーツ事故訴訟種目別



2 中高年の特性に応じた事故防止措置

さまざまな分野における事故において、中高年者が事故の発生要因となるケースが増加し、社会問題となっている。船舶事故を起こした操船者は中高年者に集中し¹⁾、交通事故死亡者の約半数が65歳以上の高齢者であると報道されている²⁾。高齢者ドライバーの増加に伴い、高齢者の引き起こす交通事故が増加し、警察庁では、高齢者の運転適性をチェックし、運転免許証の効力を制限することまで検討している³⁾ほどである。

スポーツ事故も例外ではなく、ハイキング・登山における事故について、1994年中の岐阜、長野、富山各県警が扱った遭難者253人の60%が40歳代以上の中高年者である⁴⁾。

スポーツ事故は、中高年者に固有に生じる事故ではないが(訴訟にいたるケースを見れば未成年者のスポーツ事故のほうが多く、全体の3分の2以上を占めている)、高齢者社会の中での“余暇”の役割の評価が高まるにつれ、スポーツに参加する中高年者数も増大しており、事故の予防対策が重要となっている。

3 スポーツ事故の発生要因

事故が生じる要因としては、スポーツ施設・設備・用具の問題、指導の問題、スポーツに参加する個人の問題があり、法的責任を検討するさいにも、これらの要因から検討が必要である。

中高年者に特有の事故の発生要因としては、

- ① 年齢に応じた心身機能の低下
- ② 心身機能の低下に対する理解不足(体力への過信)
- ③ 基礎的疾患を有しているケースの増加

が指摘できる。一般的な事故の要因の検討に加え、中高年者の固有の要因を検討する必要がある。

4 スポーツ施設・設備・用具の問題

各分野において、中高年者の心身機能の低下を補う安全な施設の検討が行われている。

住宅における高齢者の転倒事故などの住宅内事故が増加していることから、建設省は、1995年6月、長寿社会に対応するための「住宅設計指針」をまとめ、出入り口の段差を解消することなどを示している。

スポーツ施設について、「中高年者にとって安全性が欠ける」という視点から安全性が問われたケースは、判決にいたった事案としては未だ存在しない。

施設は、「通常有すべき安全性」を備えることで、設置・管理者の責務は果たされる。安全性の基準である「通常有すべき安全性」は、社会状況に応じて変化する。高齢化社会に応じた安全性の高い施設の普及と、中高年者のスポーツへの参加の増加に伴い、スポーツ施設に対して要求

される「通常有すべき安全性」は高度になる。このような安全性が要求されるのは、施設、設備だけではない。製造物責任法が施行された今日、用具などまで広範な分野での安全性の確保が必要である。

a. 危険性を正しく認識した管理

第1回世界マスターズ水泳大会(1986年)において76歳のスイマーが泳いでいるうちに意識を失い溺水する事故があった⁵⁾。このときには、迅速な対応がとられ大事にいたらなかったが、熟練者でも思いがけない事故を生じる可能性があるという正しい知識を基にしたうえで、施設の管理にあたる必要がある。事故が起こると、「予測し得なかった」、「不可抗力である」という弁明がなされる場合が少なくないが、正しい知識を伴えば予測し得る場合には、「不可抗力」とはいえず、施設管理者が免責されることはない。施設・設備の管理者は、危険性に対する正しい知識を基礎とした管理を行う必要がある。

5 指導および個体の問題

a. 体格・技量の差の考慮

中高年者が含まれるスポーツの場合には、参加者の間で体力・技量の著しく異なる場合があり、この特性には十分な考慮をすべきである。

地域親善ソフトボール大会において、走者の男性選手がホームにスライディングして、捕手の女性選手と衝突して転倒・負傷させた事件において、裁判所は、住民一般を対象とした男女混合の試合であること、参加資格は40歳以上であること、捕手が女性であり、走者と体格・運動能力においてかなりの格差があったこと、捕手としての防具類を一切着用していなかったことなどの事情から、「プロスポーツやそれに準ずる競技の場合と異なり、勝敗を争ってプレーをするさに許容される行動の限度が、自ずから異なる」として、スライディングをした男性走者の過失を認めた⁶⁾。

b. 初心者への指導

児童・生徒などの未成年者の場合には、スポーツにかかわるときに指導者が存在する機会が多く、初心者に対しては指導(それが十分か否かはともかくとして)がなされる場合が多い。これに対して、中高年者の場合には、指導体制が十分な場合は少なく、また、周囲の者も、中高年者への指導を躊躇する傾向が強い。そのため、中高年者の場合には、初心者でありながら、知識技量が十分でないまま危険を伴うスポーツへ参加する場合がある。山岳救助隊員の話として、「中高年の初心者に多くみられる傾向は、『連れていってもらおう』という他人任せの感覚」であり、「リーダーに頼りっきりでなく、自分でも地形を調査するなどの意識が必要」だと報道されている⁷⁾。中高年者であっても、初心者の場合に必要指導は不可欠である。

c. 基礎疾患に対する配慮

中高年者の場合には、基礎疾患を有する場合が増加する。基礎疾患を有する場合には、参加するスポーツが与える負荷により、発症・症状の増悪をもたらす場合がある。

耐寒訓練のための登山中に労作性狭心症で死亡した伊勢市消防署事件について、裁判所は、「(労作性狭心症が)登山訓練によって悪化させられ、その結果不整脈を生じて死亡した」として市の責任を肯定した⁸⁾。基礎疾患を有する中高年者に対しては、慎重な健康チェックと健康状態に応じたスポーツへの参加方法を考える必要がある。

6 補償制度

被災者が働き盛りである場合には、事故が生じることにより、一家の収入源を失うことになり、深刻な事態を生じる。スポーツ事故による紛争を防止するためには、万一事故が発生しても十分な補償がなされるよう配慮をする必要がある。

現在の主な補償制度として、財団法人スポーツ安全協会の保険があるが、補償水準は、最高保険金額が2,000万円(危険度の高い種目については500万円)であり、必ずしも十分でない。しかし、この保険制度でさえも、任意加入制であるため、広範に普及しているとは言い難い。保険の加入の普及と補償水準の改善が今後の課題である。

文 献

- 1) 1995年2月16日朝日新聞朝刊/愛知
- 2) 1995年8月9日朝日新聞朝刊/静岡
- 3) 1995年9月11日朝日新聞夕刊
- 4) 1995年7月6日朝日新聞朝刊/名古屋
- 5) 日本水泳連盟医・科学委員会日本水泳ドクター会議編著：水死事故—そのメカニズムと予防対策，ブックハウスHD，東京，1993
- 6) 長野地裁佐久支部1995年3月7日判決，判例時報1548号
- 7) 1995年7月31日朝日新聞朝刊/東京
- 8) 津地方裁判所1992年9月24日判決，労働判例630号

(望月浩一郎)

中高年のスポーツ医学

1997年5月15日 発行

編集者 田島直也, 武藤芳照, 佐野忠弘

発行者 本郷允彦

発行所 株式会社 南江堂

〒113 東京都文京区本郷三丁目42番6号

☎(出版)03-3811-7236 (営業)03-3811-7239

振替口座 00120-1-149

印刷・製本 小宮山印刷工業

© Naoya Tajima, Yoshiteru Mutoh, Tadahiro Sano, 1997

定価は表紙に表示してあります。

Printed and Bound in Japan

乱丁・落丁の場合はお取り替えいたします。

ISBN4-524-21283-3

本書の無断複製・転載を禁じます。

R <日本複写権センター委託出版物・特別扱い>

本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書は、日本複写権センターへの特別委託出版物です。本書を複写される場合は、そのつど日本複写権センター(03-3401-2382)を通して当社の許諾を得てください。